様式第１３号

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 日南町長 | 印 |

児童手当

　　　　　支払差止通知書

特例給付

児童手当

次のとおり　　　　　　 の支払を差し止めましたので通知します。

　　　　　 特例給付

　なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に日南町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支  払  差  止  の  内  容 | 支払差止事由 |  |
| 支払差止額 | 円 |
| 支払差止期間 | 年　　　月分から  　　　　　年　　　月分まで |